

第9章 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は本計画の定めるところによる。

第1 訓練実施機関

訓練は、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長及びその他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関等」という。）の、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、訓練後においても評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

第2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- 1 水防訓練
- 2 消防訓練
- 3 救難救助訓練
- 4 情報通信訓練
- 5 非常招集訓練
- 6 総合訓練
- 7 防災図上訓練
- 8 その他災害に関する訓練

第3 防災会議が主唱する訓練

町及び防災会議構成機関は、別に定める要領により共同して次の訓練を行うものとする。

1 防災総合訓練

防災総合訓練は、次により行うものとする。

- (1) 主 唱：町防災会議
- (2) 実施機関：防災会議構成機関及び関係市町村
- (3) 実施内容：災害救助、水防活動、大規模火災を想定した応急対策活動を中心に総合的立体的に実施する。

2 災害通信連絡訓練

災害通信連絡訓練は、次により行うものとする。

- (1) 主 唱：町防災会議
- (2) 実施機関：防災会議構成機関及び関係市町村
- (3) 実施内容：通信障害時における災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。

3 防災図上訓練

防災図上訓練は、次により行うものとする。

- (1) 主 唱：町防災会議
- (2) 実施機関：防災会議構成機関及び関係市町村
- (3) 実施内容：各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

第4 相互応援協定に基づく訓練

町、道及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

第5 民間団体等との連携

町、道及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び災害時要援護者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。